

表Ⅱ.2.3(2) 旧ガイドラインにおける自然資源に係る項目別解説書（例）

「運輸交通一般」

項目	13. 湖沼・河川流況 Hydrological situation
内容	埋立・付替等による流量、流速の変化、河床の変化
発生の要因	<p>1. 湖沼、河川域における開発が行われる場合、埋立てや橋脚等の構造物によりその流況が変化する。</p> <p>2. 大規模な造成が行われる場合は、植被の減少や地表面の舗装により降雨流出率が変化し、河川の流況に影響を与える。</p>
起こりうる環境影響	<p>1. 流況の変化により、水生生物の生息条件が変化し、漁業に影響を及ぼす。</p> <p>2. 舟運や観光等の水利用がある場合、水深や流速等の変化により影響が生じる可能性がある。</p>
評価に役立つ要素	<p>1. 貴重な水生生物の生息状況に配慮する。</p> <p>2. 地域の水域利用（舟運、漁業、観光等）がみられる場合には注意を要する。</p>
対策等	<p>1. 路線、計画諸元の検討</p> <p>2. 漁業補償等</p>
関連する調査	<p>1. 水生生物調査</p> <p>2. 地域の水域利用状況調査</p>

2.4 社会環境の組入れ

<p>(1) 下に示す社会環境の項目については、影響が懸念されるもののスクリーニング様式により提出された情報が不十分である可能性がある。その場合は、要請確認段階のカテゴリ分類時点で参考資料（国際基準・条約・宣言等）を収集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の社会インフラや社会サービス、貧困層・先住民・少数民族、被害と便益の偏在、ジェンダー、子どもの権利、HIV/AIDS等の感染症
<p>(2) 要請確認段階で収集した結果、特に社会面に係る配慮が重要と判断されたカテゴリ A もしくは B 案件については、事前調査に配置する環境社会配慮団員が社会面のレビューに十分な能力を持つよう配慮し、事前調査段階でのカテゴリ分類の見直しを行う。</p>

要請確認段階で社会環境に係る影響を検討するための手段としては、JICA 環境社会配慮ガイドラインに記載されているスクリーニング様式を用いる。同様式の項目 9 には「関係する主要な環境社会配慮をマークし、その概要を説明する」とあるが、相手国政府の記載内容が不十分である場合（マークのみ記入され説明がない等）が想定される。したがって、カテゴリ分類において表 II.2.4 に示すような国際基準・条約・宣言などを参考とする。

表 II.2.4 社会環境に係る情報源の例

項目	参考情報	備考
1. 既存の社会インフラや社会サービス	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約	社会権規約委員会が条約の解釈文書として採択する関連する「一般的勧告」も参考となる。遵守状況については同委員会への政府報告書及び委員会への勧告が参考となる。
2. 貧困層・先住民・少数民族	ILO 先住民条約、先住民権利宣言、人種差別撤廃条約、少数者権利宣言	-
3. 被害と便益の偏在	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約	社会権規約委員会が条約の解釈文書として採択する関連する「一般的勧告」も参考となる。遵守状況については同委員会への政府報告書及び委員会への勧告が参考となる。
4. ジェンダー	女性差別撤廃条約、女性に対する暴力撤廃宣言	女性差別撤廃委員会が条約の解釈文書として採択する関連する「一般的勧告」も参考となる。遵守状況については同委員会への政府報告書及び委員会への勧告が参考となる。
5. 子どもの権利	子どもの権利条約	子どもの権利委員会が条約の解釈文書として採択する関連する「一般的勧告」も参考となる。遵守状況については同委員会への政府報告書及び委員会への勧告が参考となる。
6. HIV/AIDS 等の感染症	国連エイズ共同計画 (UNAIDS) 及び世界保健機構 (WHO) による「エイズ感染最新情報」	-

出典：JICA 環境社会配慮ガイドライン改定委員会の提言、JICA 環境社会配慮ガイドライン改定委員会の提言、2003 年 9 月
エイズ感染最新情報、国連エイズ共同計画・WHO、2002 年 12 月

2.5 地球環境の取扱い

地球環境に係る影響については、事前調査段階で情報を収集し、カテゴリ分類の見直しを行う。

JICA 環境社会配慮ガイドラインでは、スクリーニング様式によりチェックを行う際、地球温暖化、砂漠化や貴重種保護など一部の項目は記載されているものの、地球環境問題に係る項目が全て明記されていない。しかしながら、セクターによっては案件の規模に応じて、カテゴリ分類に際して地球環境問題に係る検討を行う必要が生じる可能性がある。したがって、事前調査時には、現地調査・既存資料収集・C/P との協議を通じて「地球環境に対する潜在的な影響を有するプロジェクト（表Ⅱ.2.5）」を参照してカテゴリ分類の見直しを行う。

表Ⅱ.2.5 地球環境に対する潜在的な影響を有するプロジェクト

地球環境問題 セクター	地球温暖化	オゾン層の破壊	酸性雨	生物多様性の減少	熱帯雨林の減少	砂漠化	有害廃棄物の越境移動	海洋汚染
(1) 鉱業開発	○		○	○	○	○	○	○
(2) 工業開発	○	○	○	○	○		○	○
(3) 火力発電(地熱含む)	○		○	○	○		○	
(4) 水力発電、ダム、貯水池	○			○	○			
(5) 河川・砂防	○			○	○		○	○
(6) 送変電・配電	○			○	○			
(7) 道路、鉄道、橋梁	○		○	○	○			
(8) 空港	○		○	○	○			
(9) 港湾	○			○	○			○
(10) 上水道、下水・廃水処理	○			○	○		○	○
(11) 廃棄物処理・処分	○			○	○		○	○
(12) 農業(大規模な開墾、灌漑を伴うもの)	○			○	○	○	○	
(13) 林業	○			○	○	○		
(14) 水産業				○	○		○	○
(15) 観光	○			○	○			

注) 上表の○は影響がある可能性を示したものであり、実際の影響を検討した上でカテゴリ分類を検討する。

出典：地球環境問題の項目は、環境省 国立環境研究所内のホームページ EIC ネットに基づく（但し開発途上国の公害は除く）。